

第7節 高齢者対策

1 お達者ですか訪問モデル事業

孤立の可能性のある高齢者を適切に把握、支援するために、保健・医療・福祉情報からサービス未利用者を抽出し、抽出したデータを活用した訪問を実施するとともに、支援体制について検討を行った。

モデル市町：川北町

事業内容

- (1) 家庭訪問
- (2) 支援体制検討会の実施
- (3) 孤立化予防市町連絡会の開催
(関係法令：地域保健法 第6条)

日時・会場	内 容	参加者
平成23年8月4日(木) 川北町保健センター	第1回支援体制検討会 抽出された未利用者リストから訪問対象者を絞り込むために検討会を開催	川北町担当者 当センター職員
平成23年9月13日～9月30日	訪問の実施 平成22年度において、後期高齢者健診・医療機関・介護保険サービスのいずれも受診していない20名のうち、予防接種など川北町の保健事業に全く参加していない8名に対し川北町保健師と当センター保健師が同行し家庭訪問を行った。	
平成23年10月17日(月) 川北町保健センター	第2回支援体制検討会 訪問結果の報告及び対象者への今後の支援方法に係る検討	川北町担当者 当センター職員 県庁健康推進課職員
平成24年3月21日(水) 南加賀保健福祉センター	孤立化予防市町連絡会 モデル市町における取り組みを踏まえ、管内市町への普及を目指し、連絡会を開催 助言者：金沢医科大学 講師 浜崎 優子 氏	管内各市町担当者 当センター職員

2 認知症高齢者支援事業

日常生活に介護が必要となる認知症高齢者を増やさないため、早期の段階からの適切な診断と対応が図られる体制を整え、共に、地域住民の理解のもと、本人や家族に対

する支援環境を整備し、認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを目指す。

(関係法令：地域保健法 第6条)

日時・会場	内 容	参加者
平成24年2月15日(水) 南加賀保健福祉センター	南加賀地区認知症高齢者支援事業連絡会 協議事項 (1) 認知症高齢者支援のためのサポート体制の推進に関する事 (2) 関係機関の連携のあり方について (3) その他、支援体制構築に必要な事項に関する事	病院の相談担当者 小松市民病院 栗津神経サナトリウム 加賀こころの病院 管内市町担当者 当センター職員